

山梨県公報

第千九百九十八号

平成十三年

六月四日

月 曜 日

目 次

告示

腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定 ……三二一

県営土地改良事業計画の変更 ……三二一

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見 ……三二一

告 示

山梨県告示第百八十五号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蝕病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十三年六月四日

- 一 指定区域
- 山梨県知事 天 野 建

- 一 指定区域
- 斐崎市穂坂町三之蔵及び同町宮久保の一部並びに同市藤井町駒井、同町坂井、同町北下条及び同町南下条の一部並びに同市中田町中条の一部並びに同市斐崎町上ノ山及び岩下の一部並びに同市若宮及び同市富士見ヶ丘の一部並びに北巨摩郡明野村大字三之蔵及び同村大字小笠原の一部
- 二 指定家畜の種類
- 指定区域で飼育されているみつばち
- 三 指定の概要等

指定期間 平成十三年五月十七日から当分の間

指定家畜及び腐蝕病の病原体を上げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(斐崎双葉地区畑地帯総合整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年六月四日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
- 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
- 平成十三年六月五日から平成十三年七月二日まで
- 三 縦覧場所
- 斐崎市役所及び双葉町役場
- 四 異議申立期間
- 平成十三年七月三日から平成十三年七月十七日まで

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年七月四日まで縦覧に供する。

平成十三年六月四日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称 ハケ岳小淵沢リゾートアウトレットモール
- 2 所在地 北巨摩郡小淵沢町大字小淵沢字出口三千九百九十九番地
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成十二年十一月二十七日
- 三 意見の概要
- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項
- (一) 駐車場の必要台数の確保
- (二) 駐車場の位置及び構造等

(三) 経路の設定等

2 町並みづくり等への配慮等

- (一) 夜間照明による影響への配慮等

四 意見を述べた日

平成十三年五月二十二日